

# 朝来市 高齢者保健福祉計画及び 第9期介護保険事業計画

概要版

2024(令和6)年3月

朝来市

# 計画の概要

## ① 計画策定の背景と趣旨

本市の総人口は減少が続いており、令和5年3月31日現在 28,516 人となっています。65 歳以上の高齢者人口をみると、前期高齢者（65～74 歳）は減少傾向、後期高齢者（75 歳以上）は増加傾向となっていますが、前期高齢者の減少幅が大きいことから高齢者全体では微減傾向となっています。

今後は、団塊世代が 85 歳以上となる 2035 年（令和 17 年）、さらには団塊ジュニア世代が 75 歳以上となる 2050 年（令和 32 年）を見据えた中・長期的な視点に立った施策の展開も必要です。

このような状況を踏まえ、本市の高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画では、介護や療養が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を営むことができる地域社会の実現を目指し、あらゆる主体が参画・協働し、医療、介護、予防、生活支援、高齢者の住まいを一体的に提供する『地域包括ケアシステム』の実現に向け、中・長期的な目標を定め計画的に取り組んできました。

第9期計画では、第8期計画の基本理念である『高齢者が生きがいを持って、安心・安全に自分らしく生活できるまちづくり～地域包括ケアシステムの実現に向けて～』を継承し、引き続き介護サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進の充実を目指し取り組めます。

## ② 計画の位置づけ

### ① 法的根拠

本計画は、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図ることを目的として、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に定めたものです。

高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき策定する計画です。

また、介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第 117 条の規定に基づき策定する計画です。

### ② 他計画との関係

本計画は、国の基本指針や兵庫県の策定指針等との整合性を図るとともに、「朝来市総合計画」及び「朝来市地域福祉計画」を上位計画とします。

また、「朝来市健康増進計画・食育推進計画 健康あさご 21」、「朝来市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「生きるかがやきプラン（朝来市自殺対策計画）」、「朝来市教育振興基本計画 あさご夢・学びプラン」、「朝来市地域防災計画」など関連計画との整合性を確保します。

## ③ 計画期間

本計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする 3 か年計画です。

なお、国や兵庫県による施策の動向、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

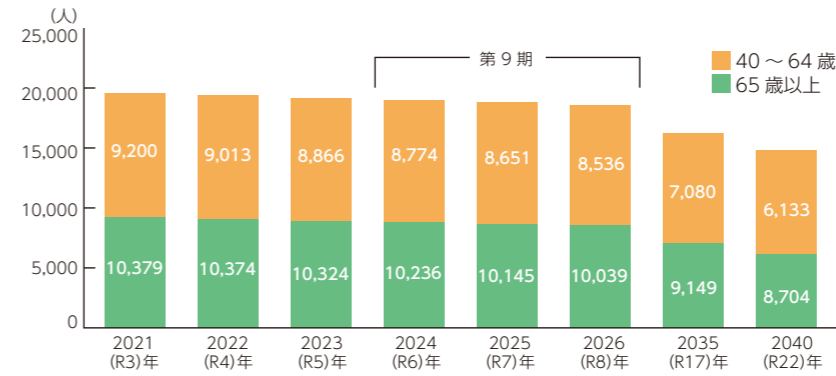
平成		令和						
30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
第7期			第8期				第9期	

# 高齢者を取り巻く現状

## ① 40～64 歳、65 歳以上人口

今後の本市の 65 歳以上の第 1 号被保険者、40～64 歳の第 2 号被保険者ともに減少傾向で推移し、本計画の最終年度となる令和8年にはそれぞれ 10,039 人、8,536 人になると推計されています。

### ▶ 40～64 歳、65 歳以上人口の推計結果

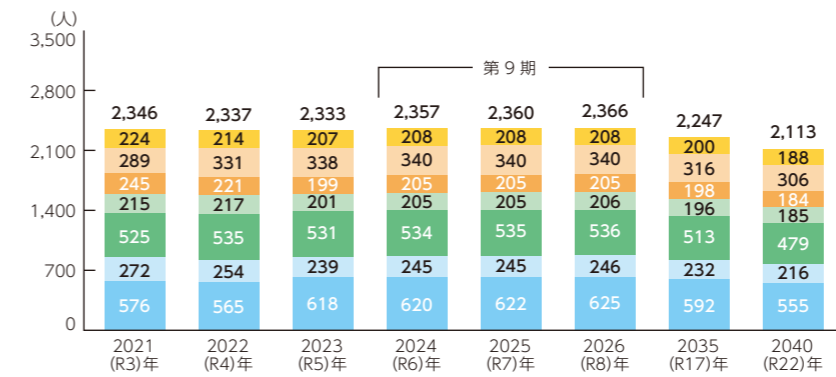


※実績値(令和3年度～令和5年度)は、住民基本台帳(各年10月1日現在)  
 ※推計値(令和6年度以降)は、コーホート変化率法\*による推計  
 \*「コーホート変化率法」:各コーホート(同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団)について、過去における実績人口の動向から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

## ② 要介護等認定者数

要介護等認定者数は、第8期計画よりも微増となりますが、計画期間内（令和6年～8年）においては、ほぼ横ばいで推移し、本計画の最終年度となる令和8年には 2,366 人と予想されています。

### ▶ 要介護等認定者数の推計結果



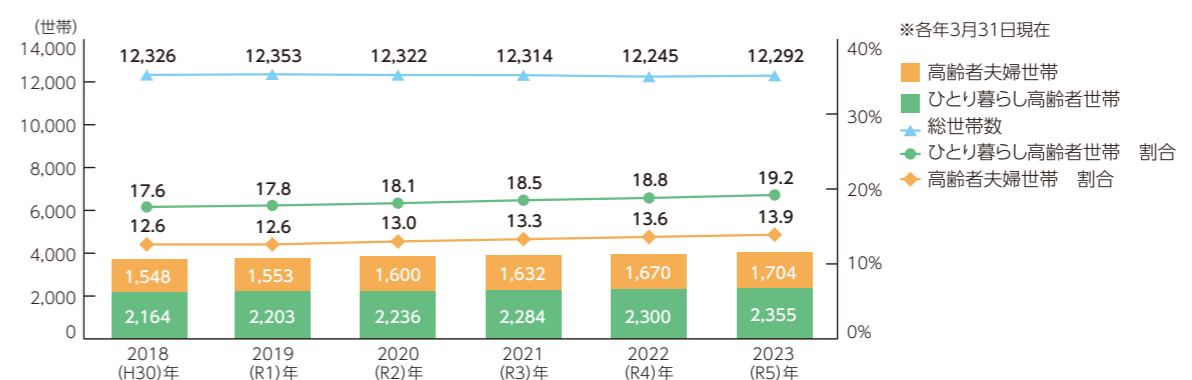
※地域包括ケア「見える化」システムによる独自推計結果(各年10月1日現在)  
 ※第2号被保険者を含む

## ③ 高齢者世帯

本市の総世帯数は、近年 12,300 世帯前後で推移している中、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯は増加傾向が続いています。

令和5年 3 月 31 日現在、総世帯数 12,292 世帯に対して、ひとり暮らし高齢者世帯は 2,355 世帯（19.2%）、高齢者夫婦世帯は 1,704 世帯（13.9%）となっています。

### ▶ 高齢者世帯の推移



※各年3月31日現在  
 ■ 高齢者夫婦世帯  
 ■ ひとり暮らし高齢者世帯  
 ▲ 総世帯数  
 ◆ ひとり暮らし高齢者世帯 割合  
 ◆ 高齢者夫婦世帯 割合



# 基本理念

## 高齢者が生きがいを持って、 安心・安全に自分らしく生活できるまちづくり

### ～地域包括ケアシステムの深化・推進～

超高齢社会では、高齢者が地域で自立した生活をいつまでも送ることができるよう、高齢者一人ひとりの生活実態に即した保健福祉サービスを提供するとともに、それぞれの価値観やニーズに応じた社会参加を支援することが必要です。また、高齢期を迎える世代も含め、すべての市民が生涯にわたり住み慣れた地域で健康でしあわせに暮らし続けられるよう、地域社会全体で介護予防や支えあい活動などに取り組むことが重要です。

本計画では、今後も介護や療養が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を営むことができる地域社会の実現を目指し、あらゆる主体が参画・協働し、医療、介護、予防、生活支援、高齢者の住まいを一体的に提供する『地域包括ケアシステム』の深化・推進に向け、第8期計画の基本理念を継承し、計画的に取り組めます。



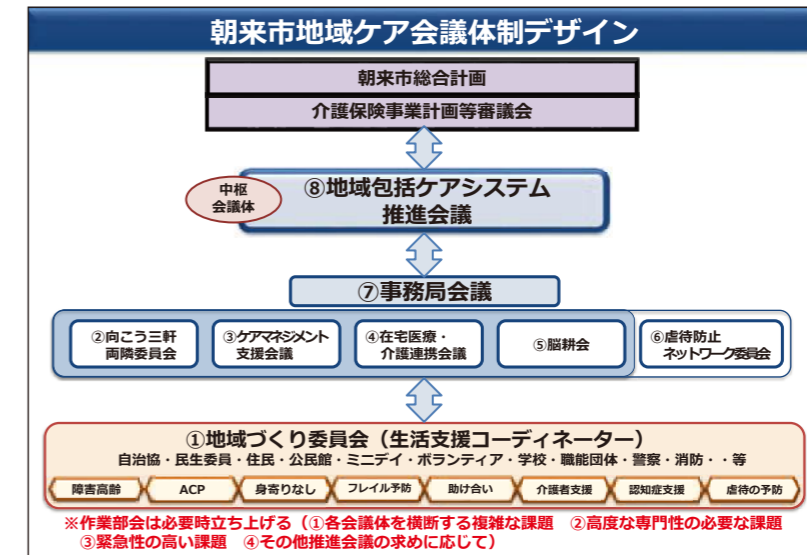
# 基本目標

本市では、基本理念に基づき、5つの基本目標を定めました。

## 基本目標 ① ここで年を重ね、暮らし、そして人生を全うするための体制づくり

高齢者が何か困ったことがあればいつでも相談できる、総合的・一体的な相談支援ができるようネットワークを構築していくとともに、虐待や認知症に関する相談にも対応できるよう体制を整備していきます。また、地域住民同士が交流し、助け合うことができる関係性を作り、必要に応じて専門職とも連携していきます。

さらに、いつまでも、元気でいるために、介護予防リスクの軽減や要支援・要介護にならないよう支援するとともに、主体的に体力の維持や転倒防止に向けた介護予防に取り組んでいけるよう工夫していきます。そして、終末期をどう過ごすかを元気づけながら考え、その意思を実現できるよう支援体制を構築していきます。



## 基本目標 ② 住みやすい環境づくりの推進

高齢者が、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、安全な住まい、養護老人ホーム入所支援などの住居環境や、交通手段・外出支援、介護用品の支給などの生活を支援していきます。

## 基本目標 ③ 生きがいづくりと安心・安全な暮らしへの支援

今後は高齢者のライフスタイルやニーズの多様化を踏まえ、さまざまな団体、グループ活動や生涯学習、スポーツ活動への支援、さらには就労支援、災害・感染症への対策など、高齢期を迎えても生きがいを持って安心・安全に生活することができるよう支援していきます。

## 基本目標 ④ 適切な予防と介護サービスの提供

要介護の状態を重度化しないために、要支援の高齢者やまだ介護や支援が必要でない元気高齢者の介護予防や健康づくりとともに精神的なこころの健康への支援を積極的に推進していきます。

また、訪問型サービス、通所型サービスを通して、要支援者、総合事業対象者へのサービス提供体制を充実させ、要介護者、元気高齢者の通いの場の確保に向け支援していきます。

## 基本目標 ⑤ 適切な介護サービスの提供と質の向上

高齢者が尊厳のある生活を継続できるよう、介護サービスの提供体制を充実させていきます。

また、市民が安心して介護保険サービスを選択できるよう、制度やサービス等に関する情報提供・相談体制、経済的な負担軽減などを充実させるとともに、サービス全体の質の向上や持続的な介護保険制度の推進を目指します。

# 施策体系

本市では、基本理念と5つの基本目標の達成に向け、施策の方向性を定め、様々な取組を推進していきます。

## 基本目標と施策の方向性

### ① ここで年を重ね、暮らし、そして人生を全うするための体制づくり

- ① 困りごとに対応する総合相談支援体制づくり
- ② 向こう三軒両隣会議で支える体制づくり
- ③ 暮らしを支える医療・介護の仕組みづくり
- ④ 暮らしを支えるケアマネジメントの推進
- ⑤ つながり支えあう地域づくりの推進
- ⑥ 思わず参加したくなる介護予防の推進
- ⑦ 認知症しあわせプラン ～認知症になってもしあわせ・まわりもしあわせ～
- ⑧ 人としての尊厳と権利を守る権利擁護の推進

### ② 住みやすい環境づくりの推進

- ① 住みやすい環境づくりの推進

### ③ 生きがいづくりと安心・安全な暮らしへの支援

- ① 多様な活動への支援
- ② 交流の場への支援
- ③ 就労支援
- ④ 災害・感染症に係る体制整備

### ④ 適切な予防と介護サービスの提供

- ① 健幸づくりの推進
- ② 介護予防・生活支援サービスの推進（総合事業）

### ⑤ 適切な介護サービスの提供と質の向上

- ① 居宅サービスの充実
- ② 施設サービスの充実
- ③ 地域密着型サービスの整備計画
- ④ サービスの質の向上に向けた取組
- ⑤ 介護人材の確保と質の向上
- ⑥ 介護保険制度の円滑な運営のための仕組みの充実
- ⑦ 介護保険給付適正化の推進

# 所得段階と介護保険料

保険料収納必要額に予定保険料収納率、所得段階別加入割合補正後被保険者数を除算し求めた第9期介護保険事業計画期間（令和6～8年度）の第1号被保険者介護保険料基準月額額は、6,000円となります。

また、消費税による公費を投入して低所得者（保険料の所得段階が第1段階から第3段階までの者）の保険料の軽減を行っており、第9期計画期間中も継続して実施します。

### ▶ 所得段階区分及び保険料

所得段階	所得段階の内容	保険料率	第9期（R6～8年度）	
			月額	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、若しくは世帯非課税で本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下の場合	0.455 (0.285)	2,730円 (1,710円)	32,760円 (20,520円)
第2段階	世帯全員が 市民税非課税の場合	本人の公的年金等収入と 合計所得金額の合計が 120万円以下の場合	3,810円 (2,610円)	45,720円 (31,320円)
第3段階			上記以外の場合	4,140円 (4,110円)
第4段階	本人が市民税非課税で、 世帯に市民税課税者が いる場合	本人の公的年金等収入と 合計所得金額の合計が 80万円以下の場合	5,400円	64,800円
第5段階			上記以外の場合	6,000円
第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 120万円未満の場合	1.20	7,200円	86,400円
第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 120万円以上210万円未満の場合	1.30	7,800円	93,600円
第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 210万円以上320万円未満の場合	1.50	9,000円	108,000円
第9段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 320万円以上420万円未満の場合	1.70	10,200円	122,400円
第10段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 420万円以上520万円未満の場合	1.90	11,400円	136,800円
第11段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 520万円以上620万円未満の場合	2.10	12,600円	151,200円
第12段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 620万円以上720万円未満の場合	2.30	13,800円	165,600円
第13段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 720万円以上820万円未満の場合	2.40	14,400円	172,800円
第14段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 820万円以上の場合	2.50	15,000円	180,000円

※（ ）は、軽減後の数値



# 推進体制

## ① 介護保険事業計画等審議会による事業の推進

本市では、介護保険事業の運営に関する課題に適切に対応するため、有識者、保健・医療・福祉関係者、被保険者等で構成される朝来市介護保険事業計画等審議会を設置しています。

同審議会では、介護保険サービスの利用に関する実態調査の結果や利用者からの相談、苦情の内容等をもとに、事業運用の課題やサービス提供状況を把握・評価し、その解決方法等を関係機関と協議するなど、事業の円滑な運営に向けた取組を行います。

## ② 官民一体となった計画の推進

本計画のさまざまな施策の推進では、行政だけでなく、市民・企業・サービス事業者・関係団体等との協働のもと、相互が連携し、官民一体となって取り組むことが必要となります。

そのため、保健・医療・福祉関係者によって構成される朝来市地域包括支援センター運営協議会が、朝来市介護保険事業計画等審議会と一体となって、高齢者施策全般の推進と充実という観点から、毎年度計画の実施及び進捗状況の点検や評価を行います。

## ③ 関係機関相互の連携強化

保健・医療・福祉分野における関係者等で構成される地域ケア会議（地域包括ケアシステム推進会議、在宅医療・介護連携会議、ケアマネジメント支援会議、向こう三軒両隣会議、脳耕会、虐待防止ネットワーク委員会）を活用し、実務レベルでの事業の調整や情報交換、意見交換の活発化を図ります。

このように、関連する多様な組織間の連携を強化し、高齢者や家族のニーズに即した総合的かつ効果的な高齢者施策が展開できるよう体制の強化に努めます。

## ④ 医療サービスの充実

医師会や歯科医師会等との連携を強化し、市民に必要な医療体制の確保や保健福祉サービスの充実に努めていきます。

また、高齢者が気軽に相談し、自分の健康状態等を的確に把握できるよう、かかりつけ医制度を普及するとともに、かかりつけ医から専門医、総合病院等への連絡体制の強化を図ります。

## ⑤ 計画の管理評価

本計画の進捗管理については、PDCAサイクルに沿って各年度における計画の達成状況を踏まえながら、目標数値が達成できるよう関係機関との連携を図り、その実施状況の把握と進行管理に努めます。

また、3年ごとに行われる計画見直しの機会を捉えて、それまでの取組を最終評価するとともに、関係機関等に対して必要な指導・助言等を行い、次期計画に反映していきます。

### 【計画の進行管理（PDCAサイクル）】

